

「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」及び「所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約」に係る統合条文

この文書は、日本国及びハンガリーによって2017年6月7日に署名された「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」（以下「B E P S 防止措置実施条約」という。）によって修正される、1980年2月13日に署名された「所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約」（以下「条約」という。）の適用に関する統合条文を示すものである。

この文書は、日本国によって2018年9月26日に、及びハンガリーによって2021年3月25日に寄託者（経済協力開発機構事務総長）にそれぞれ提出された留保及び通告に基づいて作成されている。

この文書の唯一の目的は、条約に対するB E P S 防止措置実施条約の適用に関する理解を容易にすることであり、この文書は法的根拠となるものではない。条約及びB E P S 防止措置実施条約の正文のみが、適用可能な法的文書である。

条約の規定について適用されるB E P S 防止措置実施条約の規定は、この文書の全体を通じ、条約の関連する規定の箇所において、枠の中に示されている。

この文書においては、B E P S 防止措置実施条約において用いられる語句が条約において用いられる語句に適合するようにするため、B E P S 防止措置実施条約の規定の条文に対して変更が加えられている（例えば、「対象租税協定」が「条約」に、「当事国」が「締約国」に変更されている）。同様に、B E P S 防止措置実施条約の規定のうち条約の既存の規定を記述する部分に対し、その記述的な文言を既存の規定の条項番号に代える変更が加えられている。これらの変更は、この文書の読みやすさを向上させるためのものであり、B E P S 防止措置実施条約の規定の内容を変更することを意図するものではない。

条約の規定の引用は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、B E P S 防止措置実施条約の規定によって修正される条約の規定を引用しているものとして理解されなければならない。

B E P S 防止措置実施条約の効力発生及び適用開始

B E P S 防止措置実施条約は、日本国について 2019 年 1 月 1 日に、及びハンガリーについて 2021 年 7 月 1 日に効力を生じ、次のとおり適用される。

- (a) B E P S 防止措置実施条約の規定は、条約の各締約国において、次のものについて適用される。
 - (i) 非居住者に対して支払われ、又は貸記される額に対して源泉徴収される租税については、2022 年 1 月 1 日以後に生ずる課税事象
 - (ii) 当該締約国によって課されるその他の全ての租税については、2022 年 1 月 1 日以後に開始する課税期間に関して課される租税
- (b) (a)にかかわらず、B E P S 防止措置実施条約第六部（仲裁）の規定は、次の日から適用される。
 - (i) B E P S 防止措置実施条約第十九条（義務的かつ拘束力を有する仲裁）1 (a)に規定するところによって一方の締約国の権限のある当局に対して申し立てられた事案については、2021 年 7 月 1 日
 - (ii) 2021 年 7 月 1 日の前に一方の締約国の権限のある当局に対して申し立てられた事案であって、B E P S 防止措置実施条約第六部の規定を適用することについて両締約国の権限のある当局が合意するものについては、両締約国が、B E P S 防止措置実施条約第十九条 10 の規定に従って合意に達したこと及び当該合意に定める条件に従い、同条 1 (a)に規定するところによって一方の締約国の権限のある当局に対して当該事案が申し立てられたとみなされる日に関する情報について寄託者に通告した日

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約

日本国及びハンガリー人民共和国は、

(注) 次のB E P S 防止措置実施条約第六条 3 に規定する段落は、条約の前文に加わる。

第六条 対象租税協定の目的

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

~~所得に対する租税に関し、二重課税を回避するための条約を締結することを希望して、~~

(注) 次のB E P S 防止措置実施条約第六条 1 に規定する段落は、「所得に対する租税に関し、二重課税を回避するための条約を締結することを希望して、」に言及する条約の前文の文言に代わる。

第六条 対象租税協定の目的

条約の対象となる租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減（両締約国以外の国又は地域の居住者の間接的な利益のために条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁（あさ）りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去することを意図して、

次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

1 この条約の対象である租税は、次のものとする。

(a) 日本国においては、

- (i) 所得税
 - (ii) 法人税
 - (iii) 住民税
- (以下「日本国の租税」という。)

(b) ハンガリー人民共和国においては、

- (i) 所得税
 - (ii) 利得税
 - (iii) 特別法人税
 - (iv) (i)の所得税を基礎として課される地域開発分担金
 - (v) 営利法人による配当及び利得の分配に対する税
- (以下「ハンガリーの租税」という。)

2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であつて1に掲げる租税と同一の又はこれと実質的に類似するもの（国税であるか地方税であるかを問わない。）についても、また、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行われた改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条

1 この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

- (a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域をいう。
- (b) 「ハンガリー人民共和国」とは、地理的意味で用いる場合には、ハンガリー人民共和国の領域をいう。
- (c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はハンガリー人民共和国をいう。
- (d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はハンガリーの租税をいう。
- (e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。
- (f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。
- (g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営

む企業をいう。

- (h) 「国民」とは、いずれか一方の締約国の国籍を有するすべての個人並びに当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが当該一方の締約国の租税に関する当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。
 - (i) いずれかの締約国について「権限のある当局」とは、その締約国の大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。
 - (j) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。
- 2 一方の締約国によるこの条約の適用上、この条約において特に定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の対象である租税に関する当該一方の締約国の法令上有する意義を有するものとする。

第四条

- 1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。この用語には、当該一方の締約国内の源泉から取得する所得のみについて当該一方の締約国において課税される個人を含まない。
- 2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その個人が居住者であるとみなされる締約国を決定する。
- 3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が存在する締約国の居住者とみなす。

第五条

- 1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つている場所をいう。
- 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
 - (a) 事業の管理の場所
 - (b) 支店
 - (c) 事務所

- (d) 工場
 - (e) 作業場
 - (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所
- 3 建築工事現場又は建設若しくは据付工事は、十二箇月を超える期間存続する場合に限り、「恒久的施設」とする。
- 4 1から3までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。
- (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。
 - (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。
 - (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
 - (d) 企業のために、物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
 - (e) 企業のために、その他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
 - (f) 一方の締約国の企業が、当該一方の締約国から他方の締約国への機械又は設備の引渡しに関連して据付工事を行うこと。
 - (g) (a)から(f)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。
- 5 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わって行動する者（6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとする。ただし、その者の活動が4に掲げる活動（事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動）のみである場合は、この限りでない。
- 6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行っているという理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。
- 7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（「恒久的施設」を通じて行われるか否かを問わない。）を行う法人を支配し、又はこれらに支配されてい

るという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

第六条

- 1 不動産から生ずる所得に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができます。
- 2 「不動産」の定義は、当該財産が存在する締約国の法令によるものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（金額が確定しているか否かを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。
- 3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。
- 4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び自由職業を行うために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

- 1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができます。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課すことができる。
- 2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば、当該恒久的施設の取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。
- 3 恒久的施設の利得を決定するに当たつては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内で生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

- 4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によって決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によってその締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によって得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならない。
- 5 恒久的施設が企業のために行つた物品又は商品の単なる購入を理由としては、いかなる利得も、その恒久的施設に帰せられることはない。
- 6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によって決定する。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条

- 1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができます。
- 2 一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、ハンガリー人民共和国の企業である場合には日本国における事業税、日本国企業である場合には日本国における事業税に類似する租税でハンガリー人民共和国において今後課されることのあるものを免除される。
- 3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、また、適用する。

第九条

- (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は
 - (b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合
- であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業

の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

(注) 次のB E P S 防止措置実施条約第十七条1の規定は、条約について適用される。

第十七条 対応的調整

1 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であったとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となったとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、条約の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

第十条

- 1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、また、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。
この2の規定は、配當に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。
- 3 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。
- 4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、その配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基団となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的に関連するものであると

- きは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。
- 5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、その法人が支払う配当及びその法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内で生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われるもの又は当該配当の支払の基団となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設若しくは固定的施設と実質的に関連するものを除く。）に対していかなる租税も課すことができず、また、当該留保所得に対して租税を課すことができない。

第十一條

- 1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。
- 2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、また、当該締約国の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、当該利子の額の十八ペーセントを超えないものとする。
- 3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内で生ずる利子であつて、他方の締約国の政府（地方公共団体を含む。）、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府の所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の締約国の政府（地方公共団体を含む。）、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国の政府の所有する金融機関によって保証された債権又はこれらによる間接融資に係る債権に關し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。
- 4 2の規定にかかわらず、一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者が取得する利子であつて延払いの形式による貸付金に係るものについては、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、当該一方の締約国において租税を免除する。
- 5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得をいい、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）をいう。
- 6 1、2及び4の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、その利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締

約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基団となつた債権が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的に関連するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

- 7 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内で生じたものとされる。ただし、利子の支払者（締約国の居住者であるか否かを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、その利子の支払の基団となつた債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、その利子が当該恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は固定的施設が存在する当該一方の締約国内で生じたものとされる。
- 8 利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、利子の額が、その支払の基団となつた債権を考慮する場合において、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十二条

- 1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 (a) 工業的使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国においても、また、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。
(b) 文化的使用料に対しては、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料が生じた締約国において租税を免除する。
- 3 (a) 2において、「工業的使用料」とは、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。
(b) 2において、「文化的使用料」とは、文学上、美術上又は学術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフ

イルム又はテープを含む。) の著作権の使用又は使用の権利の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。

- 4 1 及び 2 の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、その使用料の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的に関連するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。
- 5 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内で生じたものとされる。ただし、使用料の支払者(締約国の居住者であるか否かを問わない。)が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、その使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、その使用料が当該恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設が存在する当該一方の締約国内で生じたものとされる。
- 6 使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、使用料の額が、その支払の基因となつた使用、権利又は情報を考慮する場合において、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十三条

- 1 第六条2に定義する不動産の譲渡から生ずる収益に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。
- 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部をなす財産(不動産を除く。)の譲渡又は一方の締約国の居住者が自由職業を行うため他方の締約国において使用することができる固定的施設に係る財産(不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益(単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 3 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産(不動産を除く。)の譲渡によつて

取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

- 4 一方の締約国の居住者が1から3までに規定する財産以外の財産の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条

- 1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格の活動について取得する所得に対しては、その者が自己の活動を行うため通常使用することができる固定的施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような固定的施設を有する場合には、当該所得に対しては、当該固定的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条

- 1 次条及び第十八条から第二十一条までの規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、その勤務が他方の締約国内で行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内で行われる場合には、その勤務から生ずる報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに掲げる条件を条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- (a) 報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十三日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。
- (b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われること。
- (c) 報酬が当該他方の締約国内に雇用者の有する恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものでないこと。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用

する船舶又は航空機において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家が芸能人又は運動家としての個人的活動によって取得する所得に対しては、当該芸能人又は運動家の活動が行われた締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人により行われる場合には、その所得については、そのような活動が行われた締約国において租税を免除する。

2 芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得がその芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、その所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われた締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような所得が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人によつて行われる活動から生じ、かつ、当該他方の締約国の居住者である他の者に帰属する場合には、その所得については、そのような活動が行われた締約国において租税を免除する。

第十八条

1 次条2の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬及び一方の締約国の居住者に支払われる保険年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 「保険年金」とは、金銭又はその等価物による適正かつ十分な積立てに

応する給付を行う義務に基づき、終身にわたり又は特定の若しくは確定することができる期間、所定の時期において定期的に支払われる所定の金額をいう。

第十九条

- 1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体によって支払われる報酬（退職年金を除く。）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
(b) もつとも、当該役務が他方の締約国において提供され、かつ、(a)にいう報酬の受領者が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
 - (i) 当該他方の締約国の国民
 - (ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの
- 2 (a) 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
(b) もつとも、(a)にいう退職年金の受領者が他方の締約国の国民であり、かつ、当該他方の締約国の居住者である場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 3 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体が行う営業又は事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十条

- 1 大学、学校その他の公認された教育機関において教育又は研究を行うため一方の締約国を訪れ、二年を超えない期間一時的に滞在する教授又は教員であつて、現に他方の締約国の居住者であり、又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であったものに対しては、その教育又は研究に係る

- 報酬につき、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 2 1の規定は、主として特定の者の私的利害のために行われる研究から生ずる所得については、適用しない。

第二十一条

- 1 一方の締約国を訪れた時点において他方の締約国の居住者であつた個人であつて、次のいずれかのことを主たる目的として当該一方の締約国内に一時的に滞在するものは、当該一方の締約国に到着した日から五課税年度を超えない期間、2に掲げる給付につき当該一方の締約国の租税を免除される。
- (a) 当該一方の締約国内の大学その他の公認された教育機関において勉学をすること。
 - (b) 職業上の資格に必要な訓練を受けること。
 - (c) 政府又は学術、慈善、文芸若しくは教育の団体等の非営利団体からの交付金、手当又は奨励金の受領者として勉学又は研究をすること。
- 2 1にいう給付は、次のものとする。
- (a) 生計、教育、勉学、研究又は訓練のための海外からの送金
 - (b) 交付金、手当又は奨励金
 - (c) 当該一方の締約国内で提供する人的役務によって取得する所得であつて一課税年度において合計六十万日本円又はハンガリー・フォリントによるその相当額を超えないもの

第二十二条

- 1 一方の締約国の居住者の所得（源泉地を問わない。）で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六条2に定義する不動産から生ずる所得を除く。）の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的に関連するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

第二十三条

- 1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関するこの条約の署名の日に有効な日本国の法令の規定又はこれらの規定でその後にこの1の規定の原則に影響を及ぼさない改正が行われたものに従い、
 - (a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従つてハンガリー人民共和国において租税を課される所得をハンガリー人民共和国において取得する場合には、その所得について納付されるハンガリーの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうちその所得に対応する部分を超えないものとする。
 - (b) ハンガリー人民共和国において取得される所得が、ハンガリー人民共和国の居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人がその所得について納付するハンガリーの租税を考慮に入れるものとする。
- 2 ハンガリー人民共和国においては、二重課税は、次のとおり除去される。
 - (a) ハンガリー人民共和国の居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合には、ハンガリー人民共和国は、(b)及び(c)の規定が適用される場合を除くほか、当該所得について租税を免除する。
 - (b) ハンガリー人民共和国の居住者が第十条から第十二条までの規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合には、ハンガリー人民共和国は、日本国において納付される租税の額と等しい額を当該居住者の所得に対する租税の額から控除する。ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定された租税の額のうち、日本国において取得される所得に対応する部分を超えないものとする。
 - (c) ハンガリー人民共和国の居住者が取得する所得についてこの条約の規定に従つてハンガリー人民共和国において租税が免除される場合には、ハンガリー人民共和国は、当該居住者の残余の所得に対する租税の額の算定に当たっては、その免除された所得を考慮に入れることができる。

第二十四条

- 1 一方の締約国の国民は、締約国の居住者であるか否かを問わず、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。
- 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。
- 3 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており若しくは課されることがある租税又はこれに関連する要件より重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。
- 4 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、すべての種類の税に適用する。

第二十五条

- 1 いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受け又は受けるに至ると認める者は、その事案について、当該締約国の国内法令で定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又はその事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。
- 2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認めるが、満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によってその事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の国内法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。
- 3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ず

る困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

- 4 両締約国のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができる。

(注) 次のB E P S 防止措置実施条約第六部の規定は、条約について適用される。

第六部 仲裁

第十九条 義務的かつ拘束力を有する仲裁

1 (a) 条約第二十五条1の規定に従い、一方又は双方の締約国の措置により条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者が、その事案について、一方の締約国のある当局に対して申立てをし、かつ、

(b) 条約第二十五条2の規定に従い、両締約国のある当局が、8又は9に規定する起算日から起算して二年以内（当該期間が満了する前に、両締約国のある当局が、その事案について異なる期間について合意し、かつ、当該事案の申立てをした者に対してその合意を通知した場合には、その合意された期間内）に、当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、

当該者が書面によって要請するときは、当該事案の未解決の事項は、10の規定に基づいて両締約国のある当局が合意する規則又は手続に従い、この部に規定する方法によって仲裁に付託される。

2 一又は二以上の同一の事項に関する事案について裁判所又は行政審判所において手続が係属中であることを理由として、一方の締約国のある当局が、1に規定する両締約国のある当局の合意のための手続を停止した場合には、1(b)に規定する期間は、裁判所若しくは行政審判所が最終的な決定を行うまで又は当該事案に係る裁判所若しくは行政審判所の手続が停止され、若しくは当該事案に係る訴訟若しくは審査請求が取り下げられるまで、進行を停止する。また、事案の申立てをした者及び一方の締約国のある当局が、両締約国のある当局の合意のための手続を停止することについて合意した場合には、1(b)に規定する期間は、当該手続の停止が解除されるまで、進行を停止する。

3 事案によって直接に影響を受ける者が1(b)に規定する期間の開始の後にいずれかの締約国のある当局によって要請された追加の重要な情報を適時に提供しなかったことについて両締約国のある当局が合意する場合には、1(b)に規定する期間は、その要請された情報の提

出の期限とされた日に開始し当該情報が提供された日に終了する期間と等しい期間延長する。

- 4 (a) 仲裁に付託された事項に関する仲裁決定は、1に規定する事案に関する両締約国の権限のある当局の合意によって実施される。仲裁決定は、最終的な決定とする。
(b) 仲裁決定は、次の場合を除くほか、両締約国を拘束する。
 - (i) 事案によって直接に影響を受ける者が、当該仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合。この場合には、当該事案について、両締約国の権限のある当局による更なる検討は、行われない。当該事案によって直接に影響を受けるいずれかの者が、当該合意についての通知がその者に送付された日の後六十日以内に、裁判所若しくは行政審判所に対し当該合意において解決された全ての事項に関する訴訟若しくは審査請求を取り下げない場合又は当該合意と整合的な方法によって当該事項に関する係属中の訴訟手続若しくは行政手続を終了させない場合には、当該合意は、当該事案によって直接に影響を受ける者によって受け入れられなかつたものとする。
 - (ii) いずれかの締約国の裁判所による最終的な決定によって当該仲裁決定が無効とされる場合。この場合には、1に規定する仲裁の要請は、行われなかつたものとし、仲裁手続（B E P S 防止措置実施条約第二十一条（仲裁手続の秘密）及び第二十五条（仲裁手続の費用）の規定に係るもの）を除く。）は、行われなかつたものとする。この場合には、両締約国の権限のある当局が新たな仲裁の要請は認められないことについて合意する場合を除くほか、新たな仲裁の要請を行うことができる。
 - (iii) 当該事案によって直接に影響を受ける者が、当該仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意によって解決された事項について、いずれかの裁判所又は行政審判所において訴訟又は審査請求による解決を求める場合
- 5 1(a)に規定する両締約国の権限のある当局の合意のための手続に関する最初の申立てを受けた一方の締約国の権限のある当局は、当該申立てを受けた後二箇月以内に、次の全てのことを行う。
 - (a) 事案の申立てをした者に対し、当該申立てを受けた旨の通知を送付すること。
 - (b) 他方の締約国の権限のある当局に対し、当該申立ての文書の写しとともに当該申立てを受けた旨の通知を送付すること。
- 6 一方の締約国の権限のある当局は、両締約国の権限のある当局の合意のための手続の申立てを受けた後又は他方の締約国の権限のある当局か

ら申立ての文書の写しを受領した後三箇月以内に、次のいずれかのことを行う。

(a) 事案の申立てをした者及び当該他方の締約国の権限のある当局に対し、当該事案の実質的な検討を行うために必要な情報を受領した旨を通知すること。

(b) 事案の申立てをした者に対し、当該事案の実質的な検討を行うために必要な追加の情報を要請すること。

7 6 (b)の規定に従って、一方又は双方の締約国の権限のある当局が、事案の申立てをした者に対して、当該事案の実質的な検討を行うために必要な追加の情報を要請した場合には、当該追加の情報を要請した権限のある当局は、その者から当該追加の情報を受領した後三箇月以内に、その者及び他方の締約国の権限のある当局に対して、次のいずれかのことを通知する。

(a) 要請した情報を受領したこと。

(b) 要請した情報の一部が欠けていること。

8 いずれの締約国の権限のある当局も 6 (b) の規定に従って追加の情報を要請しなかった場合には、1 に規定する起算日は、次のいずれか早い日とする。

(a) 両締約国の権限のある当局が、6 (a) の規定に従い事案の申立てをした者に通知した日

(b) 5 (b) の規定に従って他方の締約国の権限のある当局に通知した後三箇月を経過した日

9 6 (b)の規定に従って追加の情報が要請された場合には、1 に規定する起算日は、次のいずれか早い日とする。

(a) 追加の情報を要請した一方の締約国の権限のある当局が、7 (a) の規定に従い、事案の申立てをした者及び他方の締約国の権限のある当局に通知した日のうち最も遅い日

(b) 両締約国の権限のある当局が、いずれかの締約国の権限のある当局によって要請された全ての情報を事案の申立てをした者から受領した後三箇月を経過した日

ただし、一方又は双方の締約国の権限のある当局が 7 (b) に規定する通知を送付する場合には、当該通知は、6 (b) の規定に基づく追加の情報の要請として取り扱われる。

10 両締約国の権限のある当局は、条約第二十五条の規定に従って、合意によって、この部の規定の実施方法（各締約国の権限のある当局が事案の実質的な検討を行うために必要な最低限の情報を含む。）を定める。当該合意は、事案の未解決の事項を仲裁に付託することができる最初の日の前に締結されなければならず、その後、隨時修正することができる。

12 この条の他の規定にかかわらず、

- (a) B E P S 防止措置実施条約に定める仲裁手続の対象となる両締約国の権限のある当局の合意のための手続に係る事案の未解決の事項は、いずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が当該事項について既に決定を行った場合には、仲裁に付託されない。
- (b) 仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局に送付するまでの間に、当該事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合には、当該仲裁手続は、終了する。

第二十条 仲裁のための委員会の構成員の任命

- 1 両締約国の権限のある当局が異なる規則について合意する場合を除くほか、この部の規定の適用上、2から4までの規定を適用する。
- 2 仲裁のための委員会の構成員の任命については、次の規則を適用する。
 - (a) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の個人によって構成される。
 - (b) 各締約国の権限のある当局は、前条（義務的かつ拘束力を有する仲裁）1の規定に基づく仲裁の要請の日から六十日以内に、一人の仲裁のための委員会の構成員を任命する。このようにして任命された二人の仲裁のための委員会の構成員は、そのいずれか遅い方の任命の時から六十日以内に、仲裁のための委員会の長となる第三の構成員を任命する。仲裁のための委員会の長は、いずれの締約国の国民又は居住者でもあってはならない。
 - (c) 仲裁のための委員会の構成員に任命された者は、それぞれ、任命を受諾する時において、両締約国の権限のある当局、税務当局及び財務省並びに事案によって直接に影響を受ける全ての者及びその顧問に対して公平でなければならず、かつ、これらの者から独立していなければならず、当該事案に係る仲裁手続を通じて、その公平性及び独立性を維持しなければならず、並びに当該仲裁手続の後の妥当な期間において、当該仲裁手続に関する仲裁のための委員会の構成員が公平であり、及び独立しているという外観を損なうおそれのある行為を行ってはならない。
- 3 一方の締約国の権限のある当局が、2に規定する方法によって、及び2に規定する期間内に、又は両締約国の権限のある当局が合意する方法によって、及び両締約国の権限のある当局が合意する期間内に、仲裁のための委員会の構成員を任命することができない場合には、当該一方の締約国の権限のある当局に代わって、経済協力開発機構の租税政策及び税務行政センターの最も高い地位にある職員であつていずれの締約国の国民でもないものが、一人の構成員を任命する。

- 4 最初に任命された二人の仲裁のための委員会の構成員が、2に規定する方法によって、及び2に規定する期間内に、又は両締約国の権限のある当局が合意する方法によって、及び両締約国の権限のある当局が合意する期間内に、仲裁のための委員会の長を任命することができない場合には、経済協力開発機構の租税政策及び税務行政センターの最も高い地位にある職員であっていずれの締約国の国民でもないものが、仲裁のための委員会の長を任命する。

第二十一条 仲裁手続の秘密

- 1 この部の規定、条約の規定並びに情報の交換、秘密及び行政支援に関する両締約国の法令の適用上、仲裁のための委員会の構成員及びその職員（構成員一人について三人までに限る。）並びに仲裁のための委員会の構成員の候補者は、情報（当該候補者については、当該候補者が仲裁のための委員会の構成員の要件を満たすことができるることを確認するために必要な範囲に限る。）の開示を受けることができる者又は当局とみなす。仲裁のための委員会又は仲裁のための委員会の構成員の候補者が受領する情報及び両締約国の権限のある当局が仲裁のための委員会から受領する情報は、情報の交換及び行政支援に関する条約の規定に基づいて交換された情報とみなす。
- 2 両締約国の権限のある当局は、仲裁のための委員会の構成員及びその職員が、仲裁手続の実施に先立って、情報の交換及び行政支援に関する条約の規定並びに両締約国の関係法令に規定する秘密及び不開示に関する義務に従って仲裁手続に関する情報を取り扱うことについて書面によって合意することを確保する。

第二十二条 仲裁決定に先立つ事案の解決

この部の規定及び両締約国の権限のある当局の合意による事案の解決について規定する条約の規定の適用上、仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局に送付するまでの間に、次のいずれかに該当する場合には、当該事案に関する両締約国の権限のある当局の合意のための手続及び仲裁手続は、終了する。

- (a) 両締約国の権限のある当局が、当該事案を解決するための合意に達する場合
- (b) 当該事案の申立てをした者が、仲裁の要請又は両締約国の権限のある当局の合意のための手続の申立てを撤回する場合

第二十三条 仲裁手続の種類

- 2 両締約国の権限のある当局が異なる規則について合意する場合を除くほか、仲裁手続について、次の規定を適用する。
- (a) 事案が仲裁に付託された後、各締約国の権限のある当局は、全ての仲裁のための委員会の構成員に対し、仲裁決定のために必要な情報を不适当に遅滞することなく提供する。両締約国の権限のある当局が別に合意する場合を除くほか、両締約国の権限のある当局が仲裁の要請を受ける前に利用することができなかつた情報は、仲裁のための委員会がその決定を行うに当たつて考慮しない。
 - (b) 仲裁のための委員会は、条約の関連する規定に従い、及びこれらの規定に従うことを条件として両締約国の法令の関連する規定に従い、仲裁に付託された事項を決定する。仲裁のための委員会の構成員は、両締約国の権限のある当局が合意によって明示的に特定することができる他の根拠を考慮する。
 - (c) 仲裁決定は、両締約国の権限のある当局に対して書面によって送付される。仲裁決定には、その結論の法的根拠及びその結論に至つた理由を付する。仲裁決定は、仲裁のための委員会の構成員の単純多数による議決で採択される。仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

第二十五条 仲裁手続の費用

この部の規定に基づく仲裁手続において、仲裁のための委員会の構成員の報酬及び費用並びに両締約国が実施する仲裁手続に関連して生ずる費用は、両締約国の権限のある当局が合意によって定める方法によって両締約国が負担する。そのような合意がない場合には、各締約国の費用及び各締約国が任命する仲裁のための委員会の構成員の費用は、各締約国が負担し、仲裁のための委員会の長の費用その他仲裁手続の実施に関する費用は、両締約国が均等に負担する。

第二十六条 第六部の規定の適用対象

- 2 両締約国の権限のある当局の合意のための手続に係る事案の未解決の事項であつてこの部に定める仲裁手続の対象となるものは、両締約国の権限のある当局の合意のための手続に係る事案の未解決の事項に関する義務的かつ拘束力を有する仲裁について定める二国間又は多数国間の条

約に従い仲裁のための委員会又はこれに類する機関が既に設けられた事案に含まれる場合には、仲裁に付託されない。

- 3 この部のいかなる規定も、締約国が当事者である他の条約又は将来当事者となる他の条約に基づく両締約国の権限のある当局の合意のための手続における未解決の事項に関する仲裁に関するより広範な義務の実施に影響を及ぼすものではない。

(注) B E P S 防止措置実施条約第二十八条 2 (a) の規定に基づき、日本国は、B E P S 防止措置実施条約第六部の規定に基づいて仲裁に付託することができる事案の範囲に関して、次の留保を付する。

- 1 日本国は、条約について、条約第四条 3 の規定に該当する事案をB E P S 防止措置実施条約第六部の対象から除外する権利を留保する。
- 2 B E P S 防止措置実施条約第二十八条 2 (a) の規定に基づいてハンガリーによって付される留保が、ハンガリーの国内法に言及することによるか否かにかかわらず、ハンガリーにおける課税の事案のみをB E P S 防止措置実施条約第六部の対象から除外する場合には、日本国は、条約について、ハンガリーの留保において言及される事案に類似する日本国における課税の事案を同部の対象から除外する権利を留保する。

(注) B E P S 防止措置実施条約第二十八条 2 (a) の規定に基づき、ハンガリーは、B E P S 防止措置実施条約第六部の規定に基づいて仲裁に付託することができる事案の範囲に関して、次の留保を付する。

- 1 ハンガリーは、関連企業の利得の調整に関する二重課税の除去に関する条約（九〇・四三六・E E C）（改正を含む。）又はこれらの規則を今後代替し、改正し、若しくは改定する規則の適用の対象となる事案をB E P S 防止措置実施条約第六部の対象から除外する権利を留保する。
- 2 ハンガリーは、欧州連合における租税の紛争解決のための制度に関する二千十七年十月十日付けの閣僚理事会指令二〇一七・一八五二（E U）又はこれらの規則を今後代替し、改正し、若しくは改定する規則の適用の対象となる事案をB E P S 防止措置実施条約第六部の対象から除外する権利を留保する。

- 3 ハンガリーは、ハンガリーの規則であって租税その他の公課に関する国際的な行政上の協力に係る規則に関する二千十三年法律第三十七号第四十一・J条（12）に規定するものに従って、租税に関する不正、故意又は重過失を理由として更正された所得に関して罰則が課された事案を、個々の事案に応じ、B E P S 防止措置実施条約第六部の対象から除外する権利を留保する。第一文に規定する規則には、当該規則を今後代替し、改正し、又は改定する規定を含む。ハンガリーは、当該規定を寄託者に通告する。
- 4 ハンガリーは、両締約国の権限のある当局が仲裁に適しないことについて合意する事案をB E P S 防止措置実施条約第六部の対象から除外する権利を留保する。その合意は、当該合意がなかったとしたならば仲裁手続が開始されたとみられる日の前になされるものとし、当該事案の申立てをした者に通知される。
- 5 ハンガリーは、二千十八年一月一日前に開始する各課税年度において取得された所得に関する紛争の問題に係る事案をB E P S 防止措置実施条約第六部の対象から除外する権利を留保する。

第二十六条

- 1 両締約国の権限のある当局は、この条約及びこの条約が適用される租税に関する両締約国の国内法令（当該国内法令に基づく課税がこの条約の規定に適合する場合に限る。）を実施するために必要な情報を交換する。交換された情報は、秘密として取り扱うものとし、この条約の対象である租税の賦課及び徴収に関与する者（当局を含む。）以外のいかなる者にも開示してはならない。
- 2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。
- 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令又は行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。
 - 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない資料を提供すること。
 - 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反するような情報を提供すること。

第二十七条

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事使節団の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第七条1の規定は、条約について適用される。

第七条 条約の濫用の防止

- 1 条約のいかなる規定にもかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることが条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

第二十八条

- 1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。
- 2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、双方の締約国において、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について適用する。

第二十九条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、双方の締約国において、その終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について効力を失う。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百八十年二月十三日にブダペストで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
杉原真一

ハンガリー人民共和国のために
ヴィンツェ・イムレ